

■徳島県営住宅集約化PFI事業 基本協定書(案)に関する質問・意見に対する回答

No	質問箇所				質問項目	質問・意見	回答
	頁	第●条	1	(1)			
1						協力会社が記名押印する様式となっていますが、基本協定書(案)には協力会社の権利義務は定められていないように見受けられますが、どのような立場で記名押印する必要があるかをご教授ください。	協力会社も事業者グループの一員であることに変わりはなく、基本協定書に定める内容に従って義務を負っていただくこととなります。(第4条第1項以外については協力会社にとつても義務を構成する内容となっております。)
2						基本協定書において、福祉施設等事業者及び付帯事業者は締結する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	福祉施設等事業者、付帯事業者を含め、入札に参加する民間事業者グループの全ての企業に締結していただきます。
3	1	第3条	2		PFI事業予定者の設立	【株式会社】、【株式会社】、【株式会社】(構成企業)は、…本事業の全事業期間を通じて、PFI事業予定者の株主の中で最も多くの株式を保有する株主でなければならない。」とあるのは、構成企業のいずれかがPFI事業予定者の筆頭株主となることを求めているものと理解すればよろしいでしょうか。それとも、構成企業のいずれかが筆頭株主とならなくとも構成企業の保有株式の合計が筆頭株主の保有株式よりも多くなれば、それで足りると理解すればよろしいでしょうか。	代表企業がSPCの筆頭株主となる必要があります。条項に明記するようにします。
4	1	第3条	2	但書	PFI事業予定者の設立	本項は、PFI事業予定者の出資比率に関し、次の3点を求めています。 ①【株式会社】、【株式会社】、【株式会社】(構成企業)は、必ずPFI事業予定者へ出資を行うこと。 ②本事業の全事業期間を通じて、PFI事業予定者の株主の中で最も多くの株式を保有する株主でなければならないこと ③代表企業と構成企業全体での出資比率が、本事業の全事業期間を通じて、PFI事業予定者の全株式の50%を超えなければならないこと。 本項但書は、上記①②③のいずれかに抵触する出資比率の変更についても、甲との協議により許可されることがあるということを示唆する趣旨の規定との理解でよろしかったでしょうか。	ご理解の通りです。
5	2	第4条	2		株式の譲渡等	構成企業以外の当事者にPFI事業予定者への出資を認める場合には、株主間協定などにより、①事業契約期間中、PFI事業予定者の株式を保有し続けること、並びに、②甲の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権の設定、その他の一切の処分を行ってはならないことを契約することにより本項を遵守することでもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	2	第5条	2		業務の委託、請負	「県営住宅の設計、建設または工事監理に関する業務について甲とPFI事業予定者との間で本件事業契約が締結された60日以内で…それぞれ業務委託契約または請負契約を締結するものと…」とありますが、プロジェクトファイナンスを組成した場合、PFI事業予定者が契約を締結するには融資金融機関との調整・確認が必要になりますので、「60日以内」という制限は厳しいと考えます。その場合は、PFI事業予定者と受託者または請負者との間で業務を委託または請負うことを規定した覚書を提出することでよろしいでしょうか。	第5条第2項に規定のとおりとします。別件でも60日間でご準備いただいている例はあり、予め契約条項をすり合わせていただく等の方法により期間内の契約締結は可能と考えます。
7	3	第6条				参加資格要件に抵触して事業契約されなかった場合の違約金が建築費の2割と非常に高額になっていることにより、参加できる企業が制限されています。参加資格要件については、入札、提案書提出時までとし、落札者決定後は契約締結に影響を与えないように修正をお願いします。	違約金の額は落札金額の10%とします。第6条を修正します。また、第6条第1項の適用については、「徳島県公共工事標準請負約款に関する規則」の第43条、第44条を参考に柔軟に対応させていただきます。
8	3	第6条	4		本件事業契約	基本協定書は、議会の承認が得られていないものであり、その民主的根拠は地方自治法と条例に求められることとなります。契約保証金の取得については地方自治法234条の2がありますが、違約金については、法は定めをおいておらず、徳島県の条例等においても徳島県契約事務規則7条16号が契約保証金を取得できる場合を定めていますが、それ以外に、違約金の金額については明示的に定めるものはないように思われます。そのような状況の下、契約保証金の場合において許容される契約金額の100分の10の金額を遙かに超える100分の20の違約金の強制取得を定める憲法29条に基づき保障される財産権との関係で問題がないという整理はどのようになされているのでしょうか。違約金の定め民主的根拠をご教示ください。	本協定の締結によって合意した結果として、その内容に従って拘束力が生じるものと考えます。また、違約金の額については、No.7の回答をご確認ください。
9	3	第6条			本件事業契約	「第3」の「3」の「(2)」項に規定する」となっておりますが、「第3」の「(3)」の「(2)」項に規定する」の誤りでないでしょうか。	「3」の「(2)」の①に規定する「応募者の参加資格要件」に抵触し、又は同「(2)」に規定する「各企業を担う企業の参加資格要件」を満たさないことが判明した場合、に訂正します。